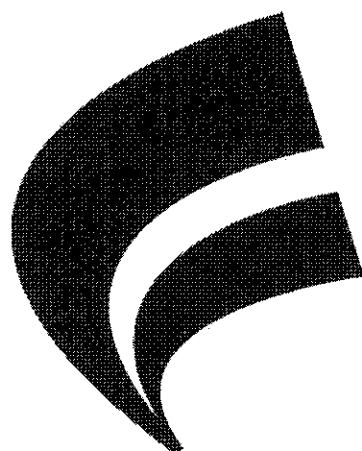


令和5年度 教育委員会

(第3回定例会)

開催日 令和5年6月5日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和5年度6月定例教育委員会会議日程

日 時 令和5年6月5日(月)午後2時00分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(6月議事録：久保田委員、中島委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
 - 報告第2号
令和5年笛吹市議会第2回定例会提出議案等について
 - 議案第4号
令和6年度県教育施策及び予算に関する要望書について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和5年7月21日(金)
午後2時～ 市民窓口館 302・303 会議室

報告第2号（6月）

令和5年笛吹市議会第2回定例会提出議案等について

教育委員会

令和5年笛吹市議会第2回定例会会期日程

○会期：令和5年6月13日（火）～6月28日（水） 16日間

月日	曜日	会議名等	開議時間	議事等
6月2日	金	議会運営委員会	午前10時	
		全員協議会	午後3時	
13日	火	本会議	午後1時30分	・市長行政報告 ・提出議案説明
14日	水	休会		
15日	木	休会		
16日	金	休会		
17日	土	休会		
18日	日	休会		
19日	月	休会		
20日	火	本会議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 ・付託
21日	水	本会議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
22日	木	休会	午前9時	常任委員会 ・付託事件審査
23日	金	休会	午前9時	常任委員会 ・付託事件審査
24日	土	休会		
25日	日	休会		
26日	月	休会	午前9時	常任委員会(予備日)
27日	火	休会		
28日	水	議会運営委員会	午前10時	
		全員協議会	午前11時	
		本会議	午後1時30分	・各委員会の審査報告 ・討論・採決

目 次

- 報告第1号 令和4年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第2号 令和4年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第3号 令和4年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について
- 報告第4号 令和4年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について
- 報告第5号 令和4年度笛吹市簡易水道事業会計繰越計算書の報告について
- 議案第41号 笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 議案第42号 笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第43号 笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第44号 笛吹市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第45号 笛吹市印鑑条例の一部改正について
- 議案第46号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)について
- 議案第47号 令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第48号 令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第49号 令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第50号 動産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車購入(明許))
- 議案第51号 動産の取得について(八代スクールバス購入)

令和 5年度 6月補正 予算見積総括表

教育委員会

部 (局)

(単位 : 千円)

課 名	歳出見積額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他
教育総務課	△ 37,181	△ 12,432	△ 3,596	△ 17,300	△ 3,853
学校教育課	10,924		352		10,572
生涯学習課	6,512				3,500
文化財課	4,913				4,913
図書館	809				809
部 (局) 計	△ 14,023	△ 12,432	△ 3,244	△ 17,300	3,500
					15,453

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
AIデマンド交通導入事業	令和6年度	49,111
御坂中学校校舎等改築事業	令和5年度 から 令和7年度	305,000

議案第 51 号

動産の取得について(八代スクールバス購入)

次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- | | |
|----------|-------------|
| 1 取得する動産 | 八代スクールバス購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 取得金額 | |
| 4 契約の相手方 | |

提案理由

八代スクールバス購入について動産の取得をしたいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出するものである。

議案第4号（6月）

令和6年度県教育施策及び予算に関する 要望書について

学校教育課

I 国へ働きかけていただきたい要望事項

・行は追加して記入してください。

教育委員会名

笛吹市教育委員会

NO	R6要望事項
	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 1 教職員等の定数改善及び学級編成基準引き下げの早期実現について 1 複雑化・多様化した教育課題に対応していくためには、教職員定数と学級編成基準の見直しは喫緊の課題であると考える。教育水準の維持・向上のために、改正義務標準法に基づく35人学級の中学校への拡大、特別支援学級1学級8人の学級編制基準の引き下げ、食物アレルギーに対応した栄養教職員の定数改善を国に働きかけていただきたい。
2	2 GIGAスクール構想の実現に係るICTの整備支援について 一人一台端末の持続的かつ安定的な活用に向けて、端末を利用する上で必要となる保守管理等の維持費、端末更新費用及び各種ソフトウェア購入費用について、整備後も財政措置を講じるよう国に働きかけていただきたい。また、学級数変動に伴い大型提示装置、充電保管庫、校内通信ネットワーク等の追加整備費用についてや、端末変更時の調達費用についても、国が十分な財政措置を講じるよう働きかけていただきたい。
3	3 小学校高学年の教科担任制導入に伴う専科教員の配置拡大について 国は小学校高学年における教科担任制を推進するために、今後、段階的に加配を増やし、定数改善を図る方針を示している。小規模校を含む専科教員の確実な配置拡大を働きかけていただきたい。
4	4 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの人的充実について いじめや不登校等の諸課題に対応は喫緊の課題である。諸課題に迅速に対応するためには全小中学校へのスクールカウンセラーの常駐配置または配置時数の拡大、及びスクールソーシャルワーカーの増員と配置時数の拡大に向けて、国に働きかけていただきたい。
5	5 小規模校の教職員配置について 小規模校においては、複式学級解消のため、ある程度の教職員の加配をいただいているものの、現在も市費負担教職員を配置して学校運営を支援してきている。小規模校での教育水準の維持向上を図るために、複式学級の学級編成基準、養護教諭及び事務職員の配置基準の改善、また、全学年での複式学級解消に向けた加配対応を国に働きかけていただきたい。

II 県教育委員会に対する要望事項

・行は追加して記入してください。

教育委員会名 笛吹市学校教育課

NO	R6要望事項
1	II 県教育委員会に対する要望事項 1 25人学級の拡大と教職員の適正配置について 25人学級の他学年への拡大を計画的に実施するとともに、1学年1学級規模の学校においても、対象学年には常勤教員の配置ができるように教員の確保をお願いしたい。また、現状の各種加配を維持するとともに、授業担当時数の縮減につながる加配を設け、働き方改革の推進に向けた実効性のある制度設計をお願いしたい。さらに、食物アレルギーに対応した県独自の栄養教職員配置基準を設け、除去食等の提供に必要な人的配置をお願いしたい。
2	2 GIGAスクール構想の実現に係るICTの整備支援について 一人一台端末の整備については、令和2年度における共同調達による端末整備と同様に、次期端末更新時においても円滑な整備が図られるよう、県、市町村総合事務組合による共同調達が行える仕組みの確立をお願いしたい。また、学級数の変動に伴う大型提示装置、充電保管庫、教師用タブレット端末、校内通信ネットワーク等の追加整備費用等についても財政措置をお願いしたい。
3	3 特別支援教育の人的充実について 県の特別支援学級の学級編制基準が1学級あたり7人に引き下げられたものの、児童生徒が多学年にまたがる場合や離席傾向の児童生徒が複数いる場合も多く、担任教師一人で指導することには限界がある。学級編成基準の段階的な引き下げや、現状全県で非常勤8名の加配の拡大をお願いしたい。
4	4 小学校高学年の教科担任制導入に伴う専科教員の配置拡大について 国は小学校高学年における教科担任制を推進するために、今後、段階的に加配を増やし、定数改善を図る方針を示している。本市においては5人の専科教員が配置されているが、今後増員されるであろう専科教員の加配についていは、地教委や学校の実情を踏まえた配置をお願いしたい。
5	5 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの人的充実について 令和2年度から、県内すべての小中学校にスクールカウンセラーが配置されているが、以前に比べて活用できる時間数が減少している。いじめや不登校等の諸課題に対応するため、スクールカウンセラーの配置時数の拡大、また、現在教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーについても、地域の実情を鑑みた増員と配置時数の拡大をお願いしたい。
6	6 小規模校の教職員配置について 小規模校においては、複式学級解消のために、ある程度の教員の加配をいただいているものの、今までに市費負担教職員を配置して学校運営を支援してきている。小規模校での教育水準の維持向上を図るために、複式学級の学級編成基準、養護教諭及び事務職員の配置基準の改善、また、全学年での複式学級解消に向けた加配対応をお願いしたい。
7	7 代替教職員の確保について 代替教職員の確保が非常に困難であり、若い教職員が増える中、妊娠等に伴う代替教職員のニーズも高まっている。代替教職員を遅滞無く配置し、学校現場が円滑に運営できるよう人材確保の観点から、県の人材バンクの改善と教員採用試験受験者や大学卒業予定者、退職教員等への効果的な広報をお願いしたい。
8	8 地教委が設置する教育支援センターへの人的配置及び財政支援について 県が運営する唯一の適応指導教室「石和こすもす教室」が令和3年度末に閉室となり、現在は、22市町で教育支援センターや適応指導教室の運営をしている。多様な活動を実現し、児童生徒に十分な支援ができるよう教育支援センター等への県費負担正規職員の配置と運営に係る財政措置をお願いしたい。
9	9 部活動の地域移行に係るガイドライン等の提示について スポーツ庁と文化庁の学校部活動等の総合的ガイドラインにおいて、部活動指導を地域や民間団体に委ねる地域移行について、運動部は2023年度から3年間を改革推進期間として可能な限り早期の実現を目指すとした。地域移行に向けては、指導者確保や関係団体との連携、保護者負担の軽減等の課題も出されている。円滑な移行に向けたガイドライン等の提示を早急にお願いしたい。